

第 8 章 国際機関及び国際協力

第 1 節 国 際 機 関

1 概 況

万国郵便連合（UPU）及び国際電気通信連合（ITU）は、共に創設後 100 年に及ぶ歴史を有する政府間国際機関であり、また加盟国数も約 150 か国という大きな組織である。

UPU は、1874 年の創設以来郵便交換のため単一の郵便境域を形成し、国際郵便に関する共通の規則を普遍的に適用することによって諸国民間の通信連絡の円滑化を図ってきた。

しかし 1960 年代に入ってアジア、アフリカの新興国が相次いで UPU に加盟した結果、開発途上国の郵便事業を育成し発展させることが急務となり、単に国際郵便の改善を目指すだけでは諸国民の通信連絡の確保という本来の使命を果たし得ないことが明らかとなった。このため、UPU は 1963 年以来国連開発計画（UNDP）に参加するとともに、1966 年には郵便職員訓練のための UPU 特別基金（任意拠出）を創設し、郵便専門家の派遣、郵便セミナーの組織、郵便機材の供与等を通じて活発に技術援助活動を推進している。

我が国は、UPU 執行理事会の議長国として UPU の諸活動を指導監督する傍ら、特に UPU の技術協力計画に積極的な支持を与えている。

一方、ITU は、1865 年に創設された万国電信連合と 1906 年に結成された国際無線電信連合が、1932 年に統合され国際電気通信連合となったものであり、以来、すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のための国際協力の維持増進、並びに技術的手段の発達及び能率的運用の促進を図ってきた。

今日、世界の電気通信は、急速な技術革新により驚異的な発展を遂げつつあり、特に通信衛星及び新型海底ケーブル等の広帯域通信の実用化は、一挙

に全世界を覆う通信網の形成を可能とし、世界的な規模においていわゆる情報化時代を招来し、これに伴って電気通信の国際的役割が更に拡大されようとしている。このようなすう勢にあって、広く電気通信の問題に責任を有する ITU の役割と任務は、ますますその重要度を増しつつあるが、我が国は ITU の理事国として ITU の諸活動に積極的に貢献している。

2 万国郵便連合 (UPU)

(1) 概要

万国郵便連合 (加盟国 153) は、国際連合の専門機関の一つであり、郵便業務の効果的運営によって諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力の発展に寄与することを目的とする政府間国際機関である。UPU には、その最高機関として全加盟国の代表者をもって構成する大会議があり、また、常設機関として執行理事会、郵便研究諮問理事会及び国際事務局がある。大会議は原則として5年に1回開催され、UPU の条約類を検討し改正するが、UPU 創設100年を記念する第17回大会議は、1974年5月22日から7月5日までスイスのローザンヌで開催される。

我が国は、現在、執行理事会及び郵便研究諮問理事会の理事国である。また、国際事務局に職員2名が出向している。

(2) 執行理事会 (CE)

執行理事会は、大会議から大会議までの間において UPU の事業の継続を確保することを任務とし、UPU の年次予算、国際事務局の人事等の審査及び承認を行うほか、大会議から付託された UPU の組織、運営及び国際郵便に関する問題について研究し、その結果を条約類の改正議案、決議案、勧告案として次の大会議に提出する。

我が国は、1969年東京で開かれた第16回大会議で CE の議長国に指名され、1970年以降1年に1回 UPU の所在地 (ベルン) に理事国を招集して年次会議を主宰し、UPU の管理運営に直接関与の上、国際郵便業務の発展及び郵便に関する国際協力の増進のため指導的役割を果たしている。1973年の

会議は、4月30日から5月24日まで、1974年の会議は2月7日から2月23日までベルンの国際事務局でそれぞれ開かれた。これらの会議において、我が国は、議長国として、人事委員会、UPU 共済金庫理事会及び本会議の議事を主宰して東京大会議から付託されたすべての問題に結論を出し、ローザンヌ大会議に提出すべき CE 議案約150件を取りまとめた。主要議案の中には、UPU 経費の分担方法の改正案、国際事務局長及び同次長を大会議任命とする提案、通常郵便物の基本料金率の引上げ、定形郵便物の条件の追加、航空運送料率の現状維持案等が含まれている。また、過去5年間の CE の活動状況を取りまとめた総報告書案も承認されたので、我が国は、議長国の資格において CE を代表して、ローザンヌ大会議において CE の活動の全体につき報告を行い、大会議の承認を求めている。この大会議のため我が国は加盟国の一員として、国際郵便の改善を目途とする議案を多数提出しており、また、CE の選挙にも再立候補する予定である。

(3) 郵便研究諮問理事会 (CCEP)

郵便研究諮問理事会は、郵便業務に関する技術上、業務上、経済上及び技術協力上の問題について研究を行い、郵便事業の近代化及び合理化に貢献することを任務とする UPU の常設機関であり、原則として1年に1回ベルンで会合することになっている。1973年 CCEP 会議は、11月5日から11月16日までベルンで開催され、我が国も理事国の一員としてこの会議に参加した。

CCEP は、東京大会議から付託された36件の研究課題のそれぞれにつき作業部会を設けて研究を行っており、我が国は、合計15の作業部会に参加して加盟国の郵便事業の発展に寄与するとともに、我が国の郵便事業の改善のためにも有益な情報を得ている。特に郵便作業の機械化及び自動化、郵便輸送手段の効果的利用等の分野において、我が国は、優れた研究成果を加盟国に提供し、高い評価を得た。

1973年の CCEP 会議では、過去5年間の CCEP の活動に関する総報告書案が承認されローザンヌ大会議に提出されることになったほか、今後5年間の CCEP 活動計画案が検討され、現在6委員会に研究課題を分配しているも

のを、将来研究すべき問題については 8 の研究分野に分類し、それぞれの分野に委員会を設置する改正案を大会議に提出することが決定された。また、この会議で、ローザンヌ大会議に提出すべき国際郵便上の改正議案として、定形郵便物の条件の追加及び高価な物品の郵送の安全対策の 2 件が採択された。

なお、ローザンヌ大会議では、我が国は CCEP の選挙にも再立候補する予定である。

(4) アジア=オセアニア郵便連合 (AOPU)

アジア=オセアニア郵便連合は、地域内における郵便業務の改善及び郵便上の協力関係の緊密化を図るために、UPU 憲章に基づいて設立された限定郵便連合である。我が国は、その加盟国として特に技術協力の面で AOPU に積極的な貢献をしているが、郵便業務の面では域内あての船便書状及びはがきの料金を一般外国あてより 40%引き下げている。

1973年には、インドが AOPU への加盟請求を行い、加盟国への諮問の結果承認され、8月30日から AOPU 加盟国となった。このインドの加盟に伴い、我が国は、インドあて船便書状及びはがきの料金を 40%引き下げた。このほか、1973年には英領ソロモン群島が加盟請求を行ったが、承認に必要とされる加盟国の 3分の2以上の賛成を得られず、その加盟は認められなかった。

3 国際電気通信連合 (ITU)

(1) 概 要

国際電気通信連合 (加盟国 148) は、国際連合の専門機関の一つで電気通信の分野において広い国際的責任を有する政府間国際機関である。

48年度においては、ITU は、年次会期の管理理事会のほか、全権委員会を 8年ぶりに、電信電話主管庁会議を 15年ぶりにそれぞれ開催するなど大きな会議を相次いで開催した。また、国際電信電話諮問委員会 (CCITT) は新研究会期 (1973年—1975年) の初年度に入り、国際無線通信諮問委員会

(CCIR) は、1974年7月の第13回総会を前にして研究委員会の最終会合を開き所要の準備を行った。

我が国は、上記の会議、会合のすべてに参加した。

(2) 全権委員会議

ア. 会議の概要

全権委員会議は、ITU の最高機関で従来5～8年の間隔で開催されてきた。今回の会議には132か国(655人)が参加し、9月から10月にかけて6週間スペインのマラガ・トレモリノスにおいて開催された。この会議で採択された文書は、ITU の基本的文書である国際電気通信条約及びその関連の議定書である。

同条約は、1975年1月1日に批准書又は加入書を同日前に寄託した国の間において効力を生じることになっている。我が国も同条約に署名し、目下批准のために必要な準備を進めている。

なお、我が国はこの会議の9人の副議長の1人に出出された。

イ. 管理理事国の選挙

全権委員会議は、管理理事国を選出することを任務の一つとしている。今回の会議では理事国数を29から36に増やして選挙が行われ、我が国は、E地域(アジア・オセアニア)で最高点で当選した。これにより1959年以来3回連続最高当選したことになるが、このことは我が国に対する連合加盟国の期待が大なるものであることを示すものである。

ウ. 宇宙通信に関する規定

従来国際電気通信条約においては、宇宙通信について、特に規定は定められておらず、無線通信に関する規定を一般的に適用することとされていたが、今回の条約改正において、宇宙通信に関する若干の規定を新たに設けたことが注目される。

すなわち、無線周波数スペクトラム及び対地静止衛星軌道(地球の赤道上、地球から約3万5,800kmに円軌道を有し、かつ地球の自転軸を軸として地球の回転と同一方向及び同一周期で回転する衛星を「対地静止衛星」と

いい、衛星が対地静止衛星であるために位置すべき軌道を「対地静止衛星軌道」という。)の合理的使用を図るための原則的な規定として、加盟国は、宇宙通信のための周波数を使用するときは、無線周波数及び対地静止衛星軌道が有限な天然資源であり、これらを効率的かつ経済的に使用することに留意すべきこと、並びに国際周波数登録委員会の任務として、周波数割当ての場合と同様に、各国によって対地静止衛星に割り当てられる対地静止衛星軌道上の位置の秩序ある記録を行うこと、対地静止衛星軌道の公平、有効かつ経済的な利用のため加盟国に対して意見を提出すること等が新たに規定された。これらの新規定は、宇宙活動においては、無線周波数スペクトラムの使用が衛星そのものの確実な運行のためのみならず、衛星のもつ通信、放送、気象観測、資源探査等の業務達成のために不可欠であり、宇宙活動の成否の大きな要素をなすものであること、最近各種の衛星業務は対地静止衛星を使用することが多く、その結果として、これら衛星相互間の混信を排除するため、対地静止衛星軌道上の衛星の数を規制する必要性が生じ、対地静止衛星軌道の有効利用を図ることが国際的に重要な課題となっていること等の事実にかんがみ盛り込まれたものである。

宇宙通信の利用分野が当初の固定地間通信のための固定衛星業務及び気象観測のための気象衛星業務から、放送衛星業務、船舶・航空機のための移動衛星業務、地球資源探査のための地球探査衛星業務等各種の無線通信に拡大されようとしているとき、これらの新規定は誠に時宜を得たものであり、今後これを基礎として、宇宙通信の分野における国際協力が推進されることが期待される。

エ. 無線通信に関する主管庁会議の開催

今回の会議においては、1973年の管理理事会においてスペインが提案し、全権委員会議に対する勧告事項になっていた「12GHz帯の放送衛星業務の計画のための世界無線通信主管庁会議」を1977年4月以前に開催することが決議によって採択され、第29会期管理理事会において必要な準備をすべきこととなった。この決定により、ITU が放送衛星業務のための協定及び附属周

波数計画の設定へと歩を進めることとなった。また、同じく本年の管理理事会の全権委員会議への勧告事項となっていた「無線通信に関する一般問題を扱う世界無線通信主管庁会議」について、これを1979年に開催することを決議によって採択し、第29会期管理理事会において必要な準備をすることとなった。これは、1959年以来各種の特定分野の問題を扱う主管庁会議によって改正されてきた無線通信規則及び追加無線通信規則を、全体的に検討し調整しようというものであり、宇宙通信等新たな通信技術の出現に伴う技術革新の時代にふさわしい国際的規律の設定が期待される。

オ. 技術協力問題

多年の懸案事項であった技術協力のための地域事務所の設置は、遂に採択されることとはならなかったが、別に技術協力強化策の一つとして、このための特別基金を、加盟国の任意拠出金に基づいて設けることが決議の形で採択された。我が国は、ITUの技術協力活動については、条約に従い、UNDP 中心主義で在るべきであるとの態度を一貫して維持してきたが、南北問題がますますその重要性を高めてきていることにかんがみ、この基金を積極的に活用していくことについて検討する必要がある。

(3) 電信電話世界主管庁会議

電信電話世界主管庁会議は、国際電気通信条約を補充する業務規則を改正することを任務としている。今回の会議は、「電信規則」及び「電話規則」の改正を任務とするもので、82か国 270 名が参加して、4月スイスのジュネーブにおいて開催され、我が国は5人の副議長の1人に選出された。この会議においては、CCITT が作成した規則案を基に、両規則の大幅な簡素化を行い、細部の規定は、CCITT 勧告に移行された。これによって国際電信電話業務は基本的な点については規則に従いつつ、より弾力的に運営することができるようになった。

新規則は、1974年9月1日に効力を生ずることとなっている。

(4) 国際電信電話諮問委員会 (CCITT)

国際電信電話諮問委員会は、電信及び電話に関する技術、運用及び料金の

問題について研究し、及び意見を表明することを任務とする。

CCITT の活動は、新研究会期（1973～1976年）に入り、前回の総会で定めた研究課題について各研究委員会で検討を始めた。技術関係で特に活発な活動が行われているのは、新データ通信網に必要な技術、電子交換技術、デジタル伝送技術などの新技術の分野においてである。

新データ網に関しては、これに適用すべき信号方式、多重化構成方式、パケットモードオペレーション、端末と網とのインターフェイス等標準化のために山積している課題について検討が進められている。

また、既存のアナログ型の通信網とは異なったデジタル網は、データ、画像、音声といった多様なサービスを統合することにより、有効かつ効率的な伝送網を構成できる可能性があり、各国から多数の寄与文書が出ているが、我が国からのデジタル統合網の研究方法についての提案は高く評価されている。

このほかの研究問題での主な寄与文書には、電子交換機の機能仕様の表現方法として状態遷移図による方法に関するものがある。

運用・料金関係については、前回の総会において紛糾の末、ようやく各国の妥協の産物としてまとまった勧告D関係（国際電気通信回線の賃貸）の改正の必要性の有無について検討を始めた。根本的な点での改正を行わないことについては各国とも意見の一致をみているが、なお、今後の賃貸業務の発展の動向にかんがみ、改正の必要性があるか否かを検討しようというものである。データ通信の重要性が一層高まることからみて、この問題については十分注意を払う必要がある。

（5）国際無線通信諮問委員会（CCIR）

国際無線通信諮問委員会は ITU の常設機関の一つであり、無線通信に関する技術及び運用の問題について研究し、意見を表明すること、及び主管庁会議に対し、無線通信規則等の改正の提案を行うことを主な任務としている。

CCIR は通常3年ごとに開催される総会と、総会が設けた13の研究委員会

(SG)により構成されるが、このほか研究問題の専門化、多様化に伴い、効率的な活動を行うため、これらSGの下に、現在合計24の中間作業班(IWP)が設けられている。

1974年2月には、ジュネーブでこれらSGの最終会合が開催され、世界36か国、約800名の代表が出席し、1万4千ページにのぼる文書が作成された。我が国からは39名の代表が出席したが、これはフランス、米国、英国、イタリア、西独に次ぐ大代表団であった。

この会議に対し、我が国からは57件に及ぶ文書を提出し、これらの大部分がそのまま、又は一部修正の上採択され、総会に提出されることとなった。

この会議の審議結果は、1974年7月に開催されるCCIR第13回総会に提案されるが、これらは同年4月に開催される海上移動通信に関する世界無線通信主管庁会議、同年10月と翌1975年秋の2回にわたって開催される長・中波放送用周波数割当計画に関する第1地域及び第3地域合同主管庁会議等における技術的裏付けを与えるものであり、極めて重要な意義をもつものであった。

この会議で審議された問題のうち、各国が最も強い関心を寄せたものは、中波放送の問題である。これは、前述の主管庁会議における中波放送用周波数割当計画の基礎となるものであり、各国のラジオ放送の将来に重大な影響を及ぼすものとみられたためである。特に、この割当計画を大きく左右する要素として、放送局の置局可能数に大きな影響をもつ中波の電界強度の計算方法及び混信保護比(我慢できる混信の限度)の問題をはじめ、中波放送周波数のチャンネル間隔、サービスエリアを決める上に必要な最低電界強度、更に中波放送局の周波数割当計画の有効さを示す尺度となるカバレッジ(地域や人口分布を考慮して、放送局の電波がいかに必要なところを十分にカバーできるか)等の問題を中心に審議が進められた。審議は重要な問題点について、CCIRの勧告案という形にはならなかったが、報告案という形で各国の主張する問題点が整理され、我が国の主張する点は、すべて報告案に取り入れられたので、我が国としては今後の足掛かりができたと言えよう。

このほか、限られた静止衛星軌道をいかに有効に利用するかの問題、静止衛星軌道における衛星間隔を決める上で最も重要な衛星の位置保持精度の問題、海上移動通信の自動化、能率化を促進させるとみられる選択呼出方式の決定に関する問題、多量の情報を経済的に良好な品質で伝送できるデジタル伝送方式に関する問題、その他テレビの音声多重方式、高精細度 TV 方式及び静止画放送に関する問題等、広範な分野の問題について検討された。

4 国際電気通信衛星機構 (INTELSAT)

(1) 概 要

インテルサットは、通信衛星を利用して国際通信を行うための組織として1964年8月に設立され、1973年2月、国際電気通信衛星機構に関する協定が発効し正式の国際機関となった。新たに発足したインテルサットの組織は、締約国総会、署名当事者総会、理事会、暫定事務局からなっている。

第1回締約国総会は、1974年2月米国ワシントンで開催され、次の諸決定が行われた。

ア. 締約国等の衛星打上げに関するインテルサットとの協議

インテルサットの締約国、署名当事者は、自己はもちろん締約国内にある者がインテルサットの衛星とは別個の衛星を打ち上げようとする場合は、インテルサット協定に基づいて、一定の技術データ等の情報をインテルサットに提供し、協議しなければならないこととなっており、今回の締約国総会においては、米国の気象衛星、海上衛星の両衛星計画が提出された。この気象衛星は、米国政府が世界気象衛星システム計画の一環として、南米及び太平洋上に打ち上げるものであり、海上衛星は、コムサットジェネラル社を中心とする米国のコンソーシャムが船舶との通信を目的とする衛星を大西洋及び太平洋上に打ち上げようとするものである。これに対し締約国総会は理事会の助言に基づいて、このいずれの衛星もインテルサットに対し何ら技術的干渉の問題を起こさないこと、また海上衛星については、インテルサットが海上衛星業務を提供するという具体的な計画を有しない現状では、インテルサ

ットに対して経済的に著しい損害を与えることは予見されない旨認定した。なお、この海上衛星については次回総会において更に詳しい報告を求めることとなっている。また気象衛星などの特殊電気通信業務用衛星は、今後その打上げが数多く予想されることから、理事会が手続の簡素化を示唆する文書を提出したが、インテルサットはこれに関しはまだ経験が少ないという理由から次回総会で再検討することとなった。

なお、インテルサットと協議を義務づけられる衛星は、原則として実用衛星に限るものであり、実験を目的とする衛星は含まれないこととなっており、我が国が51年度に打上げを予定する実験用通信、放送両衛星については、この手続を必要としないものである。

イ. 他の国際機関との関係

インテルサットの業務を遂行するに当たっては、ITU や 政府間海事協議機関 (IMCO)、国際民間航空機関 (ICAO) 等他の国際機関と一定の関係を設定することが有効であるので、必要な場合は理事会が暫定事務局長を通じてこれら機関と公式の関係を設定することとなった。もっとも公式の関係の設定は締約国総会の承認が条件となっている。

ウ. 国連からのインテルサット無料使用の要請

国連は従来からインテルサットに対し国連が行う通信について無料使用あるいは特恵の料金を適用する等優遇措置を求めていたが、今回の締約国総会で正式にこのような要請は認められないとの回答を表明した。

しかし、国連が平和維持活動及び災害救助活動のために緊急通信を必要とする際には、インテルサットの衛星回線を優先的に使用することができることを認め、理事会にそのために必要な取決めを国連との間に結ぶよう要請している。

このほか、インテルサットに関する紛争を処理する仲裁裁判所の裁判長団構成員の選挙が行われ、我が国からも1名選出された。

インテルサットの参加事業体の総会である署名当事者総会の第1回会合は、1973年11月米国ワシントンで開催され、我が国からは署名当事者である

第 2—8—1 表 インテルサットに対する理事の出資率

| 理 事 | 出資率 | 理 事 | 出資率 |
|-------------------------------|--------|-----------------------|-------|
| 米 国 | 40.60% | ヴェネズエラ/コロンビア/ チリ | 2.22% |
| 英 国/アイルランド | 10.74 | アジア/太平洋グループ | 2.22 |
| 日 本 | 4.65 | ブラジル/ポルトガル | 2.04 |
| フ ラ ン ス/モ ナ コ | 3.87 | オランダ/ベルギー/ルクセ ンブルグ | 1.84 |
| 西 独 | 3.71 | アルゼンティン | 1.83 |
| カ ナ ダ | 3.21 | メキシコ/ペルー | 1.56 |
| ス ベ イ ン | 3.09 | アラブグループ | 1.30 |
| イタリア/ヴァチカンシテイ | 2.90 | 北 欧 グ ル ー プ | 0.73 |
| オーストラリア | 2.78 | アフリカグループI | 0.71 |
| 東南アジアグループ | 2.65 | アフリカグループII | 0.49 |
| スイス/ギリシア/オースト リア/リヒテンシュタイン | 2.54 | 計 | 95.68 |

国際電電が参加した。総会は理事会から年次報告を受けるとともに理事会メンバーとなるための最少の出資率（1.14%）を決定した。

インテルサット運営の中心的機関である理事会は、署名当事者の代表で構成され、出資率の大きさによって選出される理事18、地域グループの代表である理事3の計21理事からなっている。これら理事が代表する出資額は、全体の95.68%を占めている。その内訳は第2—8—1表のとおりであり、我が国の国際電電は重要な地位を占めている。

理事会はほぼ2か月に1度開催され、48年度においては7回開催された。このほか理事会には技術、財政等の諮問委員会があり、ひんぱんに開催されている。理事会はこれらを通じてインテルサット衛星系の正常な運用を確保するとともに、次の衛星系の技術開発を進めている。48年度は、現在のIV号系、IV—A系衛星の次期衛星であるV号系衛星のシステムディフィニションの研究が重点的に行われた。またインテルサット恒久制度発足の第1年目として、新たに発足した事務局の組織固めを行い、暫定事務局長としてチリの

アストライン氏を選出した。

(2) インテルサットの現状

インテルサットは、1965年4月のア－リーバードを皮切りに次々と高性能の衛星を打ち上げてきたが、現在商用に供せられている衛星はIV号系衛星であり、大西洋上2個、太平洋上、インド洋上各1個の計4個が配置され、衛星1個が電話換算約5,000回線の容量を有している。IV号系衛星は、1975年には大西洋地域において飽和点に達するので、電話換算約7,000回線の容量のあるIV-A系衛星の打上げが1975年に予定されている。IV-A系衛星の最大の技術的特徴は、衛星のアンテナを四つの地域に集中させ、かつ、同じ周波数を多地点に使用する点にある。

大西洋地域におけるインテルサット衛星経由のトラフィック需要予測によると、大西洋地域においては、IV-A系衛星を1975年に導入しても1978年ごろには再び飽和状態になると予測されている。このため、インテルサットは電話換算12,000～13,000回線を容する大容量のV号系衛星を1978年ごろに打ち上げることを目標として目下検討を急いでいる。このV号系衛星では、11及び14GHz帯の使用が導入されるほか、海上衛星機能を盛り込むことについても検討されている。

大西洋、太平洋、インド洋上の各衛星の使用状況は第2-8-2表のとおり

第2-8-2表 インテルサット衛星の利用状況

(1974.4.4 現在)

| 区 別 | 大 西 洋 | | 太 平 洋 | イ ン ド 洋 | 計 |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| 配置衛星 | IV-F ₃ | IV-F ₇ | IV-F ₄ | IV-F ₅ | — |
| 衛星打上げ年月日 | 1971.12.21 | 1973.8.23 | 1972.1.22 | 1972.6.13 | — |
| 接続する地球局数 | 37 | 9 | 17 (1) | 23 (1) | 86 (2) |
| 使用回線数 | (1) 2,323 | 857 | (178) 1,006 | (66) 746 | (245) 4,932 |

(注) ()内は国際電電の再掲である。

であり、これら衛星の利用国は54か国に達している。

5 その他の国際機関

(1) 国際連合宇宙空間平和利用委員会

宇宙の利用及び開発技術は近年急速な発達をみせており、これを人類の福祉、社会の発展に資するために利用することの重要性は年ごとに増し、各国は大きな関心を示している。

宇宙空間の平和利用に関する法律問題及び科学技術面の国際協力等を検討し、国連総会にこれを報告することを任務としている宇宙空間平和利用委員会においては、補助機関として法律小委員会、科学技術小委員会及び直接放送衛星作業部会が設けられ、これらの問題についてそれぞれ専門的に検討が行われている。48年度中には次の諸活動が行われた。

直接放送衛星作業部会は、主として直接衛星放送の技術的、経済的、法律的側面の諸問題について審議するため設けられ、1969年2月から1970年5月までに3回会合が開かれた。その後活動を一時休止していたがITUが1971年の宇宙通信に関する世界無線通信主管庁会議において宇宙通信に関する諸規定を整備拡充したこと、ソ連が「直接テレビジョン放送衛星条約案」を国連に提出し、放送衛星の国際規律について審議を求めたこと、ユネスコにおいても、「衛星放送の利用に関する指導原則の宣言」を採択したこと等の情勢の進展にかんがみ、再開が決定され48年度中に2回の会合が行われた。第4会期では、カナダ、スウェーデン共同提案による「テレビジョンの衛星放送を規律する原則の宣言案」が提出されるとともに各国代表から各般の問題について意見が述べられた。大勢としては厳格な規律を要求する原則の早期作成を可とする意見が多かった。また、第5会期においても同様、衛星放送の技術的、経済的側面に関する前提事項について引き続き検討が行われるとともに、上記原則の内容となるべき事項14項目について初めて項目ごとに論議が交わされた。

宇宙に関する法律面の問題の審議を任務とする法律小委員会においては、

月面における活動の規制等を目的とする「月条約」及びロケット・人工衛星の国際登録制度の確立を目的とする「宇宙物体登録条約案」が前会期に引き続き審議されたが採択されるまでには至らなかった。

科学技術面での国際協力等の審議を任務とする科学技術小委員会においては、一般討論のほか、人工衛星による地球の遠隔探査に関する作業部会の報告、宇宙技術応用に関する国連プログラムの状況等について審議された。我が国は、国連フェロシップによる「衛星通信コース」研修生を受け入れる用意があることを表明した。

また、我が国は、国際協力促進の一環として、「教育用衛星放送システムに関する国連パネル会議」の開催を招請し、同会議が1974年2月26日から3月7日まで東京において開催された。この会議には、22か国、7国際機関が参加し、各国の宇宙応用計画の紹介、教育放送の利用状況と効果の紹介、教育衛星放送に関する国際協力についての討議等が行われた。

(2) 政府間海事協議機関 (IMCO)

無線通信は海上における人命の安全の確保、船舶の航行の能率化を図るために重要な役割を果たしている。近時、船舶の航行の増加及び自動化等に伴い、海上移動通信においては、混雑の緩和、質及び速度の改善、遭難及び安全通信の改善等の必要性に迫られている。海上を航行する船舶の安全のための国際協力を図ることを目的としている IMCO においては、常設機関である海上安全委員会に無線通信小委員会及び海事衛星専門家パネルが設けられ、これらの問題が検討されている。48年度においては次のような諸活動が行われた。

海上における無線通信の全般的な問題を検討することを任務とする無線通信小委員会においては、第12会期が開催され、さきの会期で作成された「海上通信に関する世界無線通信主管庁会議の準備のための各国への勧告案（海上遭難通信制度の改善等に関する IMCO 側の ITU に対する要求）」の再検討及び船舶への航行警報の伝達方法の検討等が行われた。また、500～1,600トンの貨物船の無線電話局においては、安全の面から通信士2名（現行1名）

を配置することについて1960年海上人命安全条約の関係規則の改正案が採択されたが、同小委員会の上部機関である海上安全委員会において、専従の無線電話通信士の乗組が義務付けられている場合には、1名の無線電話通信士の乗組で足りることとするよう更に、無線通信小委員会において検討させることとなった。

一方、海上移動通信の諸問題の改善を図るためには宇宙通信技術を導入することが国際的な課題となっており、この問題を検討するために設けられた海事衛星専門家パネルにおいては3回の会合がもたれ、海上衛星システムの運営組織、運用条件、技術基準等について検討が行われ、1975年4月開催予定の海上衛星システムに関する政府間会議に対する報告書案がまとめられた。

我が国は上記各会合にそれぞれ代表を送り、必要に応じ文書を提出して意見の反映に努めた。

(3) 国際民間航空機関 (ICAO)

現在、航空の分野では、通信にあるいは航行援助に各種の電波が駆使されている。

この分野における電気通信の国際的な課題は、電子技術を十分に活用して通信の自動化を図ること、VOR、ILS等の航行援助施設の性能を向上させること、宇宙通信技術を導入すること等である。

国際民間航空が安全にかつ整然と発達するように国際協力を図ることを目的とするICAOにおいては、常設の機関である航空委員会が設けられているほか、必要に応じて、航空会議、地域航空会議、専門家パネル会議等が開催され、これらの問題が専門的に検討されている。国際民間航空条約の附属書の修正を審議し、その採択を理事会に勧告すること等を任務とする航空委員会においては、第7回航空会議(1972年4月)の勧告に基づき、①航空機が一定の飛行を行う場合における航空機非常位置指示標識の備え付け及びこれについての技術基準の規定②無線航行援助施設に使用する周波数の変更③航空移動業務用VHF帯における25kHzチャンネル間隔の導入等について

同条約第6及び第10附属書の関係規定の改正が審議されてきていたが、48年度にそれぞれ理事会で採択された。

また、アジア及び太平洋地域における航空通信計画等を審議するため、1973年9月5日～同28日までハワイにおいてアジア・太平洋地域航空会議が開催された。この会議においては、①国際航空移動通信用の短波の需要増に対応して関係無線局のSSB(単側波帯)への移行を1978年12月31日以前に完了させること②VHF帯による空地通信の管制用の各周波数について部分的改正をすること③我が国の国際空港及び代替空港における通信施設の使用周波数に関する事等についてそれぞれ勧告が採択された。我が国は、この会議に7名の代表を送り意見の反映に努めた。

(4) 国際無線障害特別委員会 (CISPR)

国際無線障害特別委員会は、電気に関する規格を国際的に統一することを目的とする国際電気標準会議(IEC)が中心となって1931年に設立準備を進め、1934年1月パリにおける第1回IEC総会において特別委員会として設立された。

目的は、各種電気機器設備の無線妨害に関する諸規格(許容限度、測定機、測定法)を国際的に統一して、国際貿易を促進するとともに、放送業務を雑音電波による妨害から保護するための国際協力を推進することであったが、近時における各種電気機器設備、オートバイ、自動車等の普及に伴い、これらが発生する人工雑音による無線妨害が無線通信業務全般にわたり著しく増加したこと及びCCIRからの緊密な相互協力の要請があったこと等にかんがみ、放送業務のみならず一般無線業務をも対象に包含することとなった。

CISPRの総会は3年ごとに開催され、我が国は戦前はオブザーバーとして参加していたにすぎないが、1953年にIECに加入し、同年ロンドンで開かれたCISPRの第12回総会から正式メンバーとして参加している。

1973年は、第19回総会が米国のウエスト・ロング・ブランチで開催され、我が国もこれに参加したが、我が国の技術は高く評価され積極的に寄与する

ことが強く期待された。今回の総会では、重要議題として機構改革が審議され、総会、運営委員会（毎年）、六つの小委員会（妨害波測定器、ISM、電力線、自動車、受信機、各種電気機器）（毎年）及び三つの作業班（雑音防止の安全、用語、苦情統計）を設置することが決定された。この機構改革は、CISPR 創設以来の画期的なものであるが、これは各国の妨害電波の除去に対する熱意の現れである。

我が国内においては、郵政省の附属機関である電波技術審議会が CISPR に関する事務を取り扱っており、関係の文書を審議し、重要なものについて IEC の国内委員会である日本工業標準調査会を通じて意見案を回答し、その活動に寄与している。

本年度は 105 件の審議を行い、7 件について意見が出された。この 7 件の内容は、

- ① 25A 以上の電流を流す擬似電源回路網（新勧告）
- ② けい光燈器具の端子電圧の測定（新勧告）
- ③ 妨害苦情の統計（勧告の改訂）
- ④ 内燃機関からの妨害（勧告の改訂）
- ⑤ ISM からの妨害許容値（勧告の改訂）
- ⑥ 音声周波の準尖頭値電圧計（仕様）
- ⑦ 点火栓妨害防止器のそう入損の測定（報告の改訂）

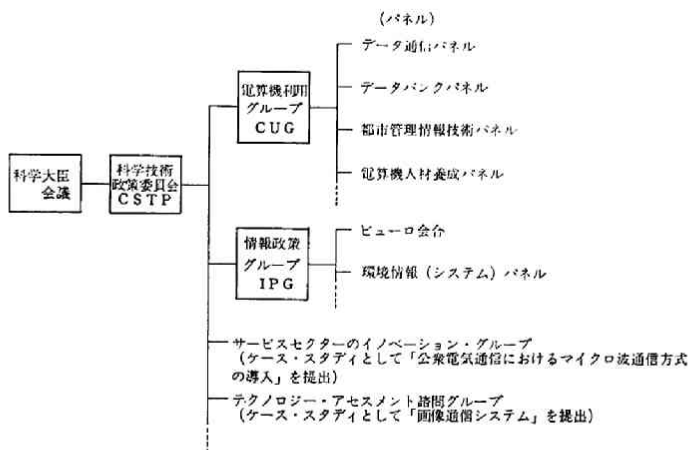
に関するものである。

また、電波技術審議会が国内規格として CISPR 規格を採用することを答申したのものとしては、内燃機関（自動車）から発生する妨害波の許容値及びその基礎となる測定法及び 0.15MHz～30MHz 妨害波測定器規格がある。

（5） 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構は、経済成長、発展途上国援助、貿易の拡大を目的として設立された国際機関であり、加盟国の話し合いを通じて政策の調整を図っている。1961年に発足し、1974年3月現在で加盟国は24を数えている。我が国は1964年に加盟した。

第2—8—3図 OECD—CSTP 機構図



情報・通信政策に係る諸問題は、第2—8—3図に示す科学大臣会議以下の組織において討議される。

科学技術政策委員会 (CSTP, Committee for Scientific and Technological Policy) は、科学技術全般をカバーし、その下に分野ごとにいくつかの専門家グループが設けられている。

電算機利用に関することは、電算機利用グループ (CUG, Computer Utilization Group) が担当し、更にテーマ別にパネルが設置されている。1973年9月と1974年2月に第10回及び第11回 CUG 会合が開かれ、データ保護、保健情報システム、都市管理情報技術等に関する問題が検討された。

情報政策グループ (IPG, Information Policy Group) においては、情報に関する基本的政策について討議、報告が行われている。第20回会合は1973年11月に開かれ、国家情報政策の比較検討、情報専門家の教育訓練に関する国家政策等が討議された。

(6) 国際連合アジア極東経済委員会 (ECAFE)

国際連合アジア極東経済委員会は、国連経済社会理事会の監督下にある地域委員会の一つで、地域内各国の経済、社会開発のための協力をはじめ、こ

れに関する調査，研究，情報収集等を行っている。現在の加盟国は，域内国 26，域外国 5，準加盟国 8 の計 39 か国で，我が国は 1954 年以来域内の加盟国として参加している。ECAFE における通信分野の討議は，常設委員会の一つである運輸通信委員会で行われるが，電気通信に関しては，この委員会の下部機構として電気通信小委員会があり，域内の電気通信の開発に関する技術及び経済関係の諸問題を専門家レベルにおいて討議し，その実施状況を検討する等の諸活動を行っている。

通信分野における最も大きなプロジェクトとして，域内の 14 か国を対象とする「アジア電気通信網計画」の実現が懸案となっており，現在，1977/78 年完成を目的に，計画実現のための技術的，経済的諸問題に関して，ECAFE 事務局専門家と関係各国との間の調整会議が数次にわたって開催されており，これらの活動を強化するため我が国からも専門家 2 名を近く ECAFE に派遣して，計画実現に協力する予定になっている。

なお，ECAFE の名称は，1974 年 3 月に開かれた第 30 回総会で国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に改めることが決議されており，国連経済社会理事会の承認を得たのち，新名称に改められることになっている。また，これとあわせて審議された機構改革案により，電気通信小委員会もその名称を政府間電気通信専門家作業部会に改められる予定である。

第 2 節 国 際 協 力

1 通信分野における国際協力

ここでいう国際協力は，開発途上国に対する技術協力と資金協力を意味する。

国際協力の理念は，究極的には，人類共同体の貧困からの解放を目指して，世界各国が協力し合い，世界の平和を確立することであり，国連は，この理念に基づいて，1970 年代を「第 2 次国連開発の 10 年」とし，先進国が開発途上国に対する援助の質的，量的向上に努力することを決議している。我

が国も、開発途上国に対する経済協力を国民総生産（GNP）の1%とし、このうち政府開発援助（ODA）をGNPの0.7%まで引き上げるべく最善の努力を払う旨表明している。しかし、昭和48年における我が国の政府開発援助は、対GNP比で0.25%にとどまっております、0.7%の目標に到達するためには一層の努力を行わなければならない状況にある。

他方、近年における開発途上国ナショナリズムの台頭と、更には最近の石油危機を契機とする資源ナショナリズムの高揚は、国際協力の面においても、複雑な問題を提起しているが、資源に乏しい国土条件の我が国にとって国際的な協調は不可欠なものであり、国際協力の推進は、国民的な課題として、その重要性、必要性を一層増しつつある。

通信は、情報の伝達であるので、送信、受信双方の施設が、整備、改善され、良質な通信手段が確保されることによってはじめてその使命を達成することができる。したがって、現在南北間に存在する通信施設、技術等に関する著しい格差を縮小することは、被援助国にとっての利益だけでなく、援助国にとっても利益をもたらす、その効果は全世界に及ぶものであって、通信分野における国際協力推進の基本的な意義はここにある。

また、通信は、開発途上国の発展のための基盤として不可欠なものであり、その整備拡充は、開発途上国の社会・経済開発のための緊急の課題となっている。社会・経済開発に対するインパクトとしてのこの通信の機能を自覚した開発途上諸国は近年通信開発を積極的に推進しているが、通信の分野は、高度に技術性が強く、多額の資金を必要とするため、開発途上国が自力で通信開発を行うことは困難な状態にあり、先進国からの技術協力、資金協力を強く望んでいる。

このような背景のなかで、優れた技術力と経済力を持つ我が国に対して、開発途上国は大きな期待を寄せており、通信分野における国際協力の役割は今後ますます増大していくものと思われる。

2 国際協力の実績

(1) 概況

国際協力は、研修員の受入れ、専門家の派遣等を行う技術協力と開発プロジェクトに対して資金を供与する資金協力の二つに大別される。また、援助の主体からみると日本政府と相手国政府との2国間の合意によるもの、すなわち2国間ベースによるものと、国際機関を通じて行うもの、すなわち多国間ベースによるものとに分けられるが、このうち、通信分野における多国間ベースによるものは、ITU、UPU などを通じて行う技術協力が主体となっている。

ア. 技術協力

技術協力の形態としては、研修員の受入れ、専門家の派遣、開発調査団の派遣並びに海外技術協力センターの設置及び運営がある。

研修員の受入れは、開発途上国から研修員を我が国に受け入れて訓練し、技術を習得させるもので、これには個別研修と集団研修がある。通信分野では48年度に、個別、集団を合わせて232名受け入れており、政府全体の受入れ数2,078名に対し11.2%と極めて高い割合を占めており、この割合は、今後とも持続するものと思われる。

なお、集団研修として、開発途上国の通信関係幹部を招へいし、技術的知識及び情報の提供・交換を行うとともに、開発途上国が当面している諸問題について討議、研究する幹部セミナーも実施している。

専門家の派遣は、開発途上国へ専門家を派遣して、その国の職員の訓練、通信施設の建設、保守及び運用面の指導、開発計画の企画、助言などを行うもので、最近では政策顧問的な任務も増えている。48年度においては、78名の専門家が派遣されているが、派遣数は増加の傾向にあり、専門家人材の確保及び養成の必要性が一段と強まってきている。

開発調査は、開発途上国の通信開発計画について、調査団を編成し、現地作業及び国内作業を行って、その計画の推進に寄与するもので、これにはブ

プロジェクト・ファインディング調査、予備調査、投資前調査、実施設計等がある。48年度において実施した開発調査は5件で、29名の専門家がこれに参加している。

海外技術協力センターは、開発途上国の社会・経済開発に必要な技術者の養成、科学技術の研究開発などを行うために開発途上国に設置されるもので、通信分野においては、技術者の養成を行う訓練センターがタイ及びメキシコの両国に、また、通信技術の研究開発を行う研究センターがパキスタン及びイランの両国にそれぞれ設置されており、これらのセンターに対して、48年度に、我が国は総額6,250万円の機材を供与し、41名の専門家を派遣してその運営に協力した。

イ. 資金協力

開発途上国に対する資金協力の主要な形態には、贈与等の無償協力と円借款などの有償協力とがあるが、通信分野における資金協力は、主として円借款により行われている。円借款は、我が国政府と相手国政府との話し合いに基づき、海外経済協力基金又は日本輸出入銀行が、相手国政府又は関係機関と円貨建ての貸付け協定を結んで実施される。

48年度において円借款供与が約束された通信関係プロジェクトは、マダガスカル国マイクロウェーブ通信施設設置計画、並びにインドネシア国テレビジョン放送網拡張計画及びジャカルタ・モバイル電話交換機計画の3件である。

(2) 技術協力

ア. 研修員の受入れ

(7) 郵便関係

郵便関係の研修員受入れには、次の4種類がある。

- ① 政府ベースによる郵政幹部セミナー開催と個別研修員の受入れ
- ② アジア＝オセアニア郵便連合（AOPU）職員交換計画による職員の受入れ
- ③ 国連開発計画（UNDP）／万国郵便連合（UPU）計画による個別研修

員の受入れ

④ UPU 基金によるセミナー開催

上記のうち、郵政幹部セミナーの開催と個別研修員の受入れは、38年度から実施しており、47年度までに84名を受け入れている。48年度には、アジア地域を対象とする郵政幹部セミナーを開催し、この地域に共通する国際郵便業務の問題点とその解決策をテーマとして討議、研究を行ったが、このセミナーに13か国15名が参加した。また、個別受入れとして、フィリピン賠償計画に基づく郵便機械化研修職員3名の受入れを行った。

AOPU 職員交換計画では、47年度までに60名を受け入れており、48年度には、4名の受入れを行った。

UNDP/UPU 計画による個別研修員は、47年度までに7名を受け入れているが、48年度においては、受入れがなかった。

UPU 基金によるセミナーの開催に伴う受入れは、42年度にアジアの10か国から17名を受け入れたが、それ以後は実施されていない。

(イ) 電気通信関係

電気通信分野における研修員の受入れは、昭和29年から始まったが、47年度までにコロombo計画で592名、中近東アフリカ計画で261名、中南米計画で273名、ITU等の国連計画で70名、その他38名、計1,234名を受け入れている。

48年度においては、日本・メキシコ交流計画に基づく電気通信関係の特別コースを47年度に引き続き開設し、計10名の研修員を受け入れた。また、集団研修コースとして、市外網計画設計コースを新設した。電気通信関係の研修は、当初個別研修で行っていたが、37年度に国際テレックス通信、短波無線、電話交換、国際電信電話業務の四つの集団研修コースを創設し、その後、集団研修コースの拡大、強化に努めた結果、48年度までに、前記の4コースのほかに、マイクロウェーブ、搬送電話、電話線路、衛星通信第1、第2、市外網計画設計、電気通信幹部セミナー及び電気通信開発セミナーの8コースを加えて計12コースとなり、現在では、集団研修中心の研修体制となっている。

48年度に実施した集団研修コースの内容、期間、受入れ人員等は、次のとおりである。

① 国際テレックス通信コース

国際テレックス通信に必要なパラメトロン、トランジスタ、集積回路、ARQ 装置、テレックス交換設備等に関する講義、実習を行い、知識と技術を習得させることを目的とする約3か月のコースで、12か国13名が参加した。

② 短波無線コース

国際固定通信用短波送受信機、アンテナ機器等の運用と保守に関する知識と技術を習得させることを目的とする約2か月半のコースで、8か国8名が参加した。

③ 電話交換コース

クロスバ交換機を中心として電子交換機を含む最新の電話交換設備に係る広範な知識を習得させることを目的とする約3か月のコースで、11か国12名が参加した。

④ 国際電信電話業務コース

国際電報、国際電話、テレックス等国際電気通信業務全般の運営及び管理に係る知識と技術の紹介を目的とする約3か月のコースで12か国12名が参加した。

⑤ マイクロウェーブコース

マイクロウェーブ通信技術の導入、改善、開発に携わる技術者を対象とし、我が国のマイクロウェーブ通信に係る技術と知識を習得させることを目的とする約3か月のコースで、13か国14名が参加した。

⑥ 搬送電話コース

搬送電話の設計、すえ付け、保守等に関する最新の技術と知識を習得させることを目的とする約3か月のコースで、7か国8名が参加した。

⑦ 電話線路コース

最新の電話屋外施設について、その理論、設計、保守に関する知識と技

術を習得させることを目的とする約 3 か月のコースで、12か国12名が参加した。

⑧ 衛星通信コース（第 1 及び第 2）

衛星通信に係る基礎的知識を付与することを主眼とし、衛星通信機器の操作及び保守技術を詳細にわたり習得させることを目的とする約 3 か月のコースであるが、第 1 コースは地球局保持国を、第 2 コースは地球局未保持国を対象としている。48年度の受入れ人員は、第 1 が12か国12名、第 2 が10か国10名であった。

⑨ 市外網計画設計コース

市外電話網の計画、設計に必要な知識と技術を習得させることを目的として48年度に新設された約 3 か月のコースであり、11か国 15 名が参加した。

⑩ アジア電気通信開発セミナー

アジア地域の開発途上各国の電気通信主管庁又は電気通信企業体の局長級幹部を対象とし、我が国の電気通信の現状紹介と併せて、各国電気通信運営上の諸問題を提出討論し、各国の電気通信の開発に寄与することを目的とする 2 週間のセミナーで、9か国10名が参加した。

⑪ 電気通信幹部セミナー

アジア地域以外の開発途上各国の電気通信主管庁又は電気通信企業体の局長級幹部を対象とし、我が国の電気通信の現状紹介と併せて、各国の事業運営上の諸問題を提出討論し、各国の電気通信の発展に寄与することを目的とする 2 週間のセミナーであり、48年度は、中近東、アフリカの各国を対象として、これらの国から 8 か国 8 名が参加した。

48年度の研修員受入れは、コロンボ計画で63名（パキスタン及びイランのカウンターパート研修計画の 8 名を含む。）、中近東アフリカ計画で36名、中南米計画で 55 名（日本・メキシコ交流計画の 10 名を含む。）、国連計画で 4 名、合計158名（集団134名、個別24名）となっている。

(ウ) 電波・放送関係

開発途上国の放送事業者における深刻なマンパワーの量的、質的不足を補うため36年ごろから、相手国の個々の要請に応じて研修員を受け入れていたが、38年度以降、集団研修コースを設け、開発途上国に対し積極的に研修の場を用意することとした。その結果、48年度末現在、5コース（ラジオ放送技術コース、テレビジョン放送技術コース、教育テレビジョン放送番組コース、テレビジョン放送管理コース、放送幹部セミナー）が設けられている。48年度末までにこれら集団研修コースにより計392名を受け入れた。なお、49年度には、電波監視コース及び中近東放送管理コースを新設することを予定している。

また、集団研修コースに含まれない部門（海上無線、電波監理等）については、個別研修を行っており、48年度までに計130名を受け入れた。

48年度に実施した集団研修及び個別研修の概要は、次のとおりである。

① ラジオ放送技術コース

電波伝搬、高周波回路、中波放送機、その他中波を中心とするラジオ放送技術の基礎理論に関する講義及び実習等を通じ、ラジオ放送に必要な知識及び技術を習得させることを目的とする約2か月のコースであり、6名が参加した。

② テレビジョン放送技術コース

テレビジョン放送技術の基礎知識及びテレビジョン放送機器の運用、保守に関する最新の技術を習得させることを目的とする約3か月のコースであり、11名が参加した。

③ 教育テレビジョン放送番組コース

教育テレビジョン放送番組に関する映像効果、アニメーション技術、番組編成等に関する講義、実習等を通じ、教育テレビジョン放送番組制作に必要な知識、技術を習得させることを目的とする約2か月のコースであり、15名が参加した。

④ テレビジョン放送管理コース

放送法制、財政、世論調査、放送番組、テレビジョン放送技術の概要等

テレビジョン放送の管理運営にあたる中堅幹部職員として必要な知識及び技術を習得させることを目的とする約2か月のコースであり、6名が参加した。

⑤ 放送幹部セミナー

放送事業に携わる各国高級幹部職員に対し、我が国の放送の現状を紹介し、放送に関する諸問題についての討論を通じて、各国の放送事業の発展に寄与することを目的とする2週間のコースであり、5名が参加した。

上記の集団研修以外に個別研修として受入れを実施したものは、9名であるが、その内訳は、テレビジョン放送番組制作3名、海上無線通信2名、電波監理1名、テレビジョン放送技術1名、テレビ・ラジオ受信機製作技術2名である。

イ. 専門家の派遣

(ア) 郵便関係

郵便関係の専門家派遣には、次の3種類がある。

- ① AOPU 職員交換計画による派遣
- ② UNDP/UPU 計画による派遣
- ③ UPU 基金による派遣

48年度においては、AOPU 職員交換計画で4名（韓国へ2名、タイへ2名）、また、UNDP/UPU 計画で2名の専門家が派遣されている。UNDP/UPU 計画による2名のうち、1名はインドネシアに駐在し、財政及び郵便料金決定の分野を担当している。他の1名は、アジア・極東地域専門家としてマニラに駐在し、フィリピン、韓国、インドネシア、パプア・ニューギニア、ヴィエトナム、ラオス、カンボディア並びに太平洋の諸国及び領土を受け持ち、これらの地域内の郵便開発を担当している。

UPU 基金によるものは、45年度にセミナー講師1名が派遣されたのみで、それ以後は派遣されていない。

(イ) 電気通信関係

電気通信専門家の開発途上国への派遣は30年代半ばから活発化したが、48

第2-8-4表 電気通信専門家派遣の48年度実績

| 区 別 | 人員数 | 任 務 |
|-------------|------|--------------------|
| コロンボ計画 | 計 9名 | |
| カンボディア | 2 | テレックス装置すえ付け指導 |
| タイ | 1 | 電子計算機導入計画指導 |
| インドネシア | 1 | ジャカルタ電話網計画指導 |
| バキスタン | 5 | 電気通信水害復旧計画調査 |
| 中近東・アフリカ計画 | 計 8 | |
| エチオピア | 1 | マイクロウェーブ保守運用指導 |
| | 1 | 電気通信協力調査及び打合せ |
| | 2 | マイクロウェーブ・搬送訓練教官 |
| ジョルダン | 1 | 衛星通信地球局保守運用指導 |
| ウガンダ | 1 | 電話交換計画指導 |
| ケニア | 1 | " |
| タンザニア | 1 | " |
| 中南米計画 | 計 9 | |
| ボリヴィア | 1 | 電話交換計画指導 |
| ペルー | 4 | 電話交換及びマイクロウェーブ計画指導 |
| グアテマラ | 2 | 電話網計画指導 |
| コロンビア | 2 | 電気通信計画指導 |
| UNDP/ITU 計画 | 計 16 | |
| 南ヴェトナム | 1 | マイクロウェーブ、無線教官 |
| インドネシア | 3 | 電気通信訓練センター教官 |
| アフガニスタン | 1 | 搬送教官 |
| ヴェネズエラ | 1 | 無線教官 |
| | 1 | 電話教官 |
| クウェイト | 1 | 無線教官 |
| | 1 | 電信教官 |
| イラク | 1 | 教官長 |
| スリ・ランカ | 1 | 無線教官 |
| シンガポール | 1 | 電信、テレックス、データ伝送方式教官 |
| ボリヴィア | 1 | 電信教官 |
| | 1 | 電話交換教官 |
| 中米諸国 | 1 | 伝送教官 |
| シリア(ダマスカス) | 1 | ITU・PCM 技術高水準訓練講師 |
| 合 計 | 42 | |

年度末までにコロボ計画163名、中近東アフリカ計画で34名、中南米計画で58名、UNDP/ITU 計画で124名、計379名（同一人が2年度にわたり派遣された場合には2名とした。）の専門家が派遣され、開発途上国の電気通信の開発に大きく貢献している。

48年度についてみると、47年度から継続派遣のものを含めて、コロボ計画で9名、中近東アフリカ計画で8名、中南米計画で9名及び UNDP/ITU 計画で16名、計42名の専門家が派遣されており、その内訳は、第2—8—4表のとおりである。

このうち、パキスタンに派遣された水害復旧計画調査の専門家は、48年8月同国中央部に発生した大こう水により電気通信幹線が一部途絶したため、その復旧対策のために派遣されたものである。

(ウ) 電波・放送関係

電波・放送関係の専門家派遣は、35年から始まり、既に14年を経ている。この間、開発途上国からのこの分野における要請は強く、年平均15名を各国に派遣している。

48年度末までに、コロボ計画で163名、中近東・アフリカ計画で23名、中南米計画で26名、ITU ベースで1名、計213名（同一人が2年度にわたり派遣された場合は2名とした。）の専門家を派遣した。

これらの派遣専門家は、主として相手国政府の放送関係技術者層の不足を補うため、相手国放送事業体において、テレビジョン放送技術、テレビジョン放送番組制作、放送局の建設・保守及び運用、要員の訓練、市場調査、地方局の監督等について指導を行うものであるが、特に最近は、政策顧問的な任務の要請も増加しつつある。

48年度についてみると前年度からの継続派遣のものを含めて、コロボ計画で23名、中近東・アフリカ計画で4名、中南米計画で3名、計30名の専門家が派遣されたが、その内訳は、第2—8—5表のとおりである。

第2—8—5表 電波・放送専門家派遣の48年度実績

| 区 別 | 人員数 | 任 務 |
|------------|------|---------------------|
| コロンボ計画 | 計23名 | |
| 韓 国 | 8 | 放送センター建設計画指導 |
| マレーシア | 3 | テレビジョン送信機保守指導 |
| タ イ | 1 | テレビジョン放送網の拡充計画指導 |
| インドネシア | 9 | ラジオ・テレビジョン放送網拡充計画指導 |
| " | 2 | テレビジョン放送機器の保守指導 |
| 中近東・アフリカ計画 | 計 4 | |
| エチオピア | 1 | 電気通信・電波関係調査 |
| ウガンダ | 3 | テレビジョン放送技術指導 |
| 中南米計画 | 計 3 | |
| ベ ル ー | 2 | テレビジョン放送局の置局計画指導 |
| パ ナ マ | 1 | 教育テレビジョン放送番組編成計画指導 |
| 合 計 | 30 | |

ウ. 開発調査

(ア) 電気通信関係

電気通信関係の開発調査は、37年度にポリヴィアに対して実施した電気通信計画調査が最初であるが、以来48年度末までに24件を数えている。これらの調査は、国内網開発計画、地域電気通信網開発計画、マイクロウェーブ回線網建設計画、同軸ケーブル計画、衛星通信地球局建設計画等、その分野は多岐にわたっており、これらの計画に関して、それぞれ基礎調査、フィージビリティ調査、基本設計又は技術仕様書の作成等を行ったもので、その概要は、第2—8—6表のとおりである。

第2—8—6表 電気通信関係開発調査の48年度までの実績

| 年度 | 調査別 | 派遣期間 | 人員数 | 内 容 |
|----|----------------------------|------|-----|---|
| 37 | ボリヴィア 電気通信計画調査 | 70日 | 5名 | ボリヴィア主要都市間のマイクロウェーブ回線網計画についての調査 |
| 38 | フィリピン 東南アジア海底ケーブル計画調査 | 20 | 4 | 東南アジア海底ケーブル計画実施のため陸揚国として重要な位置にあるフィリピンについてケーブル陸揚地選定のための調査勧告 |
| | ペルー 電気通信網開発計画調査 | 50 | 6 | マイクロウェーブ幹線を新設して施設の拡充を図り、電気通信関係法規を整備して、サービスを向上する計画の調査 |
| 39 | パキスタン マイクロウェーブ回線網建設計画調査 | 70 | 6 | 西パキスタンのカラチ、サッカル、ラワルピンジ、ベジャワールを結ぶマイクロウェーブ回線網建設計画の基礎調査 |
| | パキスタン 東西パキスタン海底ケーブル計画調査 | 150 | 8 | 東西パキスタン海底ケーブル敷設計画に関する陸揚地の選定、陸揚局と関門局間の通信路の設定調査 |
| | アラブ連合 砂漠地域通信網開発計画調査 | 50 | 7 | 砂漠開発のため地下水の存賦状況を電気通信の利用により観測する方法及び可能性、また砂漠の航行安全のための通信手段特に太陽エネルギーの活用について調査検討 |
| | チリ マイクロウェーブ回線網建設計画調査 | 80 | 5 | チリ電気通信網整備10か年計画の一環としての、マイクロウェーブ回線網建設計画についての置局予定地の踏査、通信トラフィック調査、基本設計の作成 |
| 40 | タイ 東南アジア海底ケーブル調査 | 30 | 5 | 東南アジア海底ケーブル計画の一環として、タイのケーブル陸揚地点の選定、陸揚局と関門局通信幹線路の建設その他必要な調査の実施 |

| 年度 | 調査別 | 派遣期間 | 人員数 | 内 容 |
|----|--|------|-----|--|
| 40 | マレーシア マイクロウェーブ回 線網建設計画調査 | 100日 | 5名 | マレーシアのクアラルンプールより コタバルに至るマイクロウェーブ回 線網建設計画について、置局選定と 電波伝搬試験に関する基礎調査 |
| 42 | マレーシア ジョホール・クチン 間通信回線網建設計 画調査 | 100 | 13 | ジョホール・クチン間(720km)対 流圏散乱波見通し外通信施設建設調 査 |
| | 東南アジア域内電気通 信網整備計画調査 | 35 | 7 | 東南アジア域内電気通信連絡施設整 備のための台湾、インドネシア、マ レーシア、フィリピン、タイ、ラオ ス、ヴェトナムの7か国について の関係施設整備計画調査 |
| 43 | エチオピア(第1次) マイクロウェーブ回 線網建設計画予備調 査 | 45 | 5 | アジスアベバ・アスマラ間(800km) マイクロウェーブ回線網建設計画の 予備調査 |
| 44 | エチオピア(第2次) マイクロウェーブ回 線網建設計画調査*1 | 110 | 8 | 予備調査に基づく本調査、建設費概 算見積り作成及び技術仕様書作成 |
| 45 | エチオピア(第1次) 中部マイクロウェー ブ回線網建設計画調 査*1 | 70 | 9 | 中部地区の3区間回線に対する技術 的調査の実施及び回線技術設計書の 作成 |
| | エチオピア(第2次) 中部マイクロウェー ブ回線網建設計画調 査*1 | 70 | 10 | |
| 46 | パラグアイ マイクロウェーブ回 線網、衛星通信地球 局建設計画実施設計 調査*1 | 70 | 15 | 衛星通信地球局及び国内マイクロウ ェーブ回線2ルートについての実施 設計調査 |

| 年度 | 調 査 別 | 派遣期間 | 人員数 | 内 容 |
|----|---------------------------------------|------|-----|---|
| 46 | ペルー 電気通信施設復旧及 び放送施設新設計画 調査*1 | 120日 | 7名 | 大地震により壊滅した同国北部各都市の電気通信網及び放送施設の新設計画調査 |
| 47 | タイ バンコック首都圏電 話中継線網実施設計 | 30 | 2 | バンコック首都圏電話網拡充計画に伴う局外施設中継線路網の実施基本計画の作成及び実施設計に関して、タイ政府とその作業範囲等を折衝するため派遣*2 |
| | | 15 | 2 | 同上作業の進ちょく状況調査及び作業管理のため派遣 |
| 47 | 中南米プロジェクト選 定確認調査 | 17 | 1 | ペルー及びグアテマラ両国に対する技術協力プロジェクト選定確認のため派遣された政府ミッションに、電気通信放送関係者として参加 |
| | 南ヴェトナム 地球局建設計画調査 | 21 | 5 | 南ヴェトナム衛星通信地球局建設計画について、そのフィージビリティ調査のため派遣 |
| | インドネシア ジャカルタ首都圏電 話網拡充計画事前調 査 | 14 | 3 | ジャカルタ首都圏電話網拡充計画実施に関し、調査作業の範囲、受入れ条件、便宜供与等について、同国政府と折衝のため派遣 |
| | カンボディア 電気通信整備拡充計 画事前調査 | 9 | 2 | 電気通信整備拡充計画について、資料収集の上、今後の技術協力の進め方について、同国政府と折衝のため派遣 |
| 48 | インドネシア ジャカルタ首都圏電 話網拡充計画 | 224 | 7 | ジャカルタ首都圏電話網拡充計画に関して、ジャカルタ市内の電話需要予測調査、長期計画及び年度別設備実施計画の作成 |
| | | 9 | 1 | 同上作業の進ちょく状況調査及び現地打合せのため派遣 |

| 年度 | 調査別 | 派遣期間 | 人員数 | 内容 |
|----|----------------------------|------|-----|---|
| 48 | タイ バンコック市内電話 線路網実施設計 | 14日 | 4名 | バンコック首都圏電話網拡充計画に伴う市内5局の電話加入者線路網の実実施設計調査の実施に関して、タイ国政府とその作業範囲等を折衝するため派遣 |

(注)*1 これらの調査に当たっては、調査完了後、報告書説明のため、エチオピア（44年度分）については44年度に14日間2名、エチオピア（45年度分第1次及び第2次）については46年度に14日間2名、パラグアイについては46年度に20日間4名、ペルーについては46年度に15日間3名の調査団が派遣されている。

*2 実施設計の作業は我が国政府の委託を受けて民間コンサルタント会社が実施した。

(イ) 電波・放送関係

41年度に始まった電波・放送関係の調査団派遣は48年度末までに10件を数えた。これらの調査は、放送網の整備拡充計画、放送局建設計画、無線航行援助システム整備計画等に関して、それぞれ予備調査、フィービリティ調査、実施設計等を行ったものである。これら開発調査の概要は第2—8—7表のとおりである。

第2—8—7表 電波・放送関係開発調査の48年度までの実績

| 年度 | 調査別 | 派遣期間 | 人員数 | 内容 |
|----|------------------------------|------|-----|--|
| 41 | タイ テレビジョン放送網 建設計画調査 | 101日 | 7名 | テレビジョン放送網拡充計画策定のための調査 |
| 42 | パキスタン テレビジョン放送網 建設計画調査 | 104 | 8 | パキスタンにおけるテレビジョン放送局の位置、放送区域中継方式の決定等のための調査 |
| 43 | ウガンダ テレビジョン放送網 拡充計画調査* | 111 | 9 | テレビジョン放送網拡充計画策定のための調査 |

| 年度 | 調 査 別 | 派遣期間 | 人員数 | 内 容 |
|----|--|------|-----|--|
| 44 | カンボディア 電気通信及びラジオ ・テレビジョン放送 網拡充計画予備調査 | 49日 | 6名 | プノンペン・主要都市間マイクロ ウェーブ回線網建設調査及びラジオ・ テレビジョン放送網整備拡充に關す る予備調査 |
| 46 | カンボディア ラジオ・テレビジョ ン放送施設拡充計画 調査 | 25 | 4 | プノンペンのラジオ・テレビジョン 放送施設の整備拡充計画に關する調 査並びに同計画の実施に對する具体 策の勧告 |
| 47 | ザイール 放送センター建設計 画調査 ガーナ テレビジョン放送網 拡充計画調査 | 64 | 6 | ザイールの放送センター建設計画の 構想に關する調査並びにガーナの 新設予定のテレビジョン放送局及び中 継用マイクロウェーブ回線ルートの 調査 |
| 47 | ザンビア テレビジョン放送網 拡充計画調査* | 40 | 7 | テレビジョン放送網拡充計画の再検 討及び同放送網の実施設計のための 調査 |
| 48 | ザイール 放送センター建設計 画調査 | 37 | 7 | 放送センター建設計画作成のための 調査 |
| 48 | インドネシア 無線航行援助システ ム整備計画予備調査 | 14 | 1 | インドネシアの主要海域をカバーす る無線航行援助システム建設計画に 關する予備調査 |
| 48 | ペルー テレビジョン放送網 拡充計画調査 | 80 | 9 | テレビジョン放送網拡充計画策定の ための経済的、技術的調査 |

(注)* これらの調査については、調査完了後報告書説明のため、ウガンダ(43年度分)については、44年度に18日間2名、ザンビア(47年度分)については、48年度に14日間3名が派遣された。

エ. 海外技術協力センター

電気通信分野における海外技術協力センターとしては、35年に開設されたタイ電気通信訓練センターが最初であるが、以来、パキスタン電気通信研究

センター、メキシコ電気通信訓練センター及びビラン電気通信研究センターの3センターを加え、計4センターが現在あるが、これらはいずれも良好に運営されており、その実績は、我が国の海外技術協力センターのなかでも高く評価されている。

各センターの概況は、第2—8—8表のとおりである。

第2—8—8表 海外電気通信訓練・研究センターの概況

| センター名 | 開設年月 | 概況 |
|----------------------------------|-----------------------|--|
| タイ・モンクット王工科大学 (旧タイ電気通信訓練センター) | 35年8月 (44年度に大学に昇格) | 本大学通信工学科は、旧タイ電気通信訓練センターが、3年制のノンブリ電気通信大学に、次いで5年制の本大学に昇格したもので、この間、48年度末までに総額1億9,846万円の機材が我が国から供与されている。48年度には教官として、電気通信・放送関係から8名の専門家が派遣されているが、このほか、供与機材(電子計算機)すえ付けのため、2名の専門家が短期に派遣されている。 同大学では、校舎移転を含む大学整備計画を推進中で、現在地ノンブリからラカパン地区への校舎新築移転計画については、我が国から無償援助として、48年3月実験室等の建設費1億6,320万円が供与されており、体育館、図書館についても今後供与が計画されている。 また、我が国の専門家が現在受け持っている教科目を早期にタイ側へ引き渡すためのカウンターパート養成も行っており、48年度は、45年度から継続のものも含めて、18名が東海大学等で訓練を受けている。 |
| パキスタン電気通信研究センター | 38年11月 | 本センターは、同国の必要に適合する電気通信機器の研究開発を行うもので、我が国から48年度末までに総額1億7,024万円の機材が供与されている。48年度には、交替要員も含めて7名の電気通信専門家が派遣されているが、このほか、同国が計画している中央電気通信研究所建設計画に関して事前調査を行うため、3名の専門家が短期に派遣された。 この中央電気通信研究所は、現センターを所在地ハリプールから首都イスラマバットへ移転させ、研究施設の整備拡充を行おうとするもので、庁舎も含む約10億円の無償援助を我が国に期待している。 |

| センター名 | 開設年月 | 概 況 |
|----------------|--------|---|
| イラン電気通信研究センター | 47年9月 | <p>また、48年度には、カウンターパート4名を受け入れ研修を実施した。</p> <p>本センターに関する協定は、45年8月両国政府間で調印されたが、正式に開所式が行われたのは47年9月である。</p> <p>このセンター協定に基づき、48年度末までに総額2億1,627万円の機材が我が国から供与されている。48年度には、電気通信・電波関係から交替要員1名を含めて8名の専門家を派遣しており、また、カウンターパート4名を我が国に受け入れて研修を実施した。</p> |
| メキシコ電気通信訓練センター | 42年12月 | <p>本センターについては、48年7月、センター協定を更に2年間延長した。本センターにおける訓練は、これまで主として初級職員を対象として実施され、十分な成果を収めており、今後は、上・中級職員対象の訓練に協力の主力が注がれる予定である。</p> <p>我が国が供与した機材は、48年度末までで総額1億8,199万円であり、48年度には、交替要員も含めて、10名の電気通信専門家を派遣した。また、供与機材すえ付けのための専門家2名を短期に派遣している。なお、メキシコ政府は、49年完成を目標に、メキシコ・シティ・トラルパン地区に大規模な新校舎の建設計画を進めている。</p> |

(3) 資金協力

通信分野における資金協力は、37年度にパキスタン電信電話拡張計画に対して日本輸出入銀行から供与された円借款に始まるが、その後漸次増加し、対象プロジェクトもマイクロウェーブ回線網建設、電話網拡充整備、衛星通信地球局建設、テレビジョン放送局建設等多岐にわたり、被供与国もアジア地域から、アフリカ、中南米地域に広がってきている。また、借款供与機関も、当初は、主として日本輸出入銀行であったものが、最近では、日本輸出入銀行による借款よりも融資条件の緩い海外経済協力基金によるものが増加している。48年度末までの円借款供与プロジェクトは53件であり、その内容は第2—8—9表のとおりである。

第2-8-9表 通信分野における円借款一覧表

| 年度 | 供与約束 成立年月日 | 供与先 | 金額 (百万円) | 供与 機関 | 年利 (%) | 据置期 間(年) | 返済期 間(年) | 対 象 | 貸出状況 (48年度 末) | 備 考 |
|------|---------------|-------------|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---|---------------------|--|
| 1962 | 1963. 1. 31 | パキスタン 計 | 572 572 | 輸銀 | 6 | 5 | 15 | 電信電話施設拡張計画 | 終了 | 同軸搬送電話 |
| 1963 | 1963. 9. 21 | パキスタン 計 | 37 37 | 輸銀 | 5.75 | 5 | 15 | マイクロウェーブ回線施設 計画 | 終了 | ラワルピンジ・ マリー間 |
| 1964 | 1964. 10. 5 | パキスタン 計 | 864 864 | 輸銀 | 5.75 | 5 | 15 | テレビジョン放送局整備計画 | 終了 | カラチ, ダッカ |
| 1965 | 1965. 4. 26 | 台湾 | 1,278 | 輸銀 | 5.75 | 3 | 15 | 通信施設改善計画 | 終了 | |
| | 1965. 6. 22 | 韓国 | 1,525 | 基金 | 3.5 | 7 | 20 | 市外電話拡張計画 | ほぼ終了 | |
| | 1965. 7. 4 | イラン 計 | 6,120 8,923 | 輸銀 | 5.75 | 3 | 18 | マイクロウェーブ回線網計画 | 終了 | |
| 1966 | 1966. 7. 20 | ウガンダ | 438 | 輸銀 | 5.75 | 5 | 18 | ウガンダテレビジョン放送網 拡充計画 | ほぼ終了 | |
| | 1966. 11. 22 | マレーシア | 1,350 1,882 3,814 404 | " " " " | " " " " | " " " " | " " " " | 西マレーシア加入者電話網拡 充計画 西マレーシア通信計画 西マレーシアラジオ・テレビ ジョン放送網整備計画 東マレーシアラジオ放送局計 画 | 終了 " " " | マイクロウェーブ 回線計画, 衛星地 球局等 ラゴス・カドナ 間 |
| | 1966. 11. 23 | ナイジェリア 計 | 未定 7,888 | " | " | " | " | 同軸ケーブル建設計画 | | |
| 1967 | 1967. 10. 17 | パキスタン | 252 | 輸銀 | 5.5 | 5 | 18 | テレビジョン放送局整備計画 | 終了 | |
| | 1968. 1. 12 | タイ 計 | 5,303 5,555 | " | 5.75 | " | " | 首都圏電話増設計画 | " | |

| 年度 | 供与約束 成立年月日 | 供与先 | 金額 (百万円) | 供与 機関 | 年利 (%) | 据置期 間(年) | 返済期 間(年) | 対 象 | 貸出状況 (48年度 末) | 備 考 |
|------|---------------|---------------------|-------------|----------|-----------|-------------|-------------|---------------------------|--------------------------------|--|
| 1968 | 1968. 7. 2 | インドネシア | 461 | 基金 | 3.5 | 7 | 20 | 沿岸無線網計画 | 終了 | マカッサル, ボ ンチアナック, パレンバン バンドン・スラ バヤ間 |
| | | | 871 | " | " | " | " | ジャワマイクロ計画 | " | |
| | | 計 | 1,332 | | | | | | | |
| 1969 | 1969. 7. 4 | インドネシア | 523 | 基金 | 3.5 | 7 | 20 | 東部マイクロ計画 | 終了 | スラバヤ・デン パサル間 |
| | | | 315 | " | " | " | " | 沿岸無線網整備計画 | " | |
| | 1969.12.15 | 中米経済統合銀行 (CABEI) | 2,304 | 輸銀 | 6.5 | 4 | 15 | 中米5か国を結ぶマイクロウ ェーブ網建設計画 | " | |
| | 1970. 2. 7 | パキスタン | 756 | " | 5.25 | 5 | 18 | 電信電話発展計画 | " | |
| | | 計 | 648 | " | " | " | " | " | | |
| | | 計 | 4,546 | | | | | | | |
| 1970 | 1970. 5.28 | 中米経済統合銀行 (CABEI) | 1,800 | 輸銀 | 6.5 | 2 | 8 | 中米テレコム計画 | 終了 | 世銀と協調融資 |
| | | | 1970. 6.23 | インドネシア | 2,027 | 基金 | 3.5 | 7 | 20 | |
| | | | | 1,113 | " | " | " | " | 電話ケーブル, ARQ, テレック ス, 短波等 | |
| | 1970.10. 9 | シンガポール | 392 | " | 4.5 | 5 | " | 衛星通信地球局建設計画 | 終了 | インド洋衛星用 |
| | | 計 | 5,332 | | | | | | | |
| 1971 | 1971. 6.30 | インドネシア | 未定 | 基金 | 3 | 7 | 25 | 沿岸無線網整備計画 | 一部 | |
| | | | " | " | " | " | " | ジャカルタ電話ケーブル計画 | " | |
| | | | " | " | " | " | " | スラウェンVHF計画 | " | |

| 年度 | 供与約束 成立年月日 | 供与先 | 金額 (百万円) | 供与 機関 | 年利 (%) | 据置期 間(年) | 返済期 間(年) | 対 象 | 貸出状況 (48年度 末) | 備 考 |
|------|---------------|---------------------|-------------|-----------------------------|-----------|-------------|---------------|-------------------------|---------------------|--------|
| 1971 | 1971. 8. 9 | 台 湾 | 5,400 | 輸銀 | 5.5 | 3 | 15 | 電信電話拡張計画 | 一 部 | 太平洋衛星用 |
| | 1971.11.26 | フ ィ リ ピ ン | 未 定 | 基金 | 3.5 | 7 | 20 | 行政通信計画 | 0 | |
| | 1972. 2.26 | 南ヴィエトナム | 2,030 | " | 3 | " | 25 | 首都圏電話網拡充計画 | 一 部 | |
| | 1972. 3.15 | シンガポール | 800 | " | 4.5 | 5 | 20 | 衛星通信地球局第2アンテナ 建設計画 | 終 了 | |
| | 1972. 3.29 | ペ ル ー | 4,000 | 輸銀 | 5.5 | " | " | マイクロウェーブ回線建設計 画 | 一 部 | |
| | 1972. 3.29 | マ レ イ シ ア | 未 定 | " | " | " | 18 | 電話網拡充計画 | " | |
| | | | " | " | " | " | " | ラジオ放送中継局拡充計画 | 0 | |
| | | " | " | " | " | " | テレビジョン放送網拡充計画 | 0 | | |
| | | 計 | 12,230 | (インドネシア, フィリピン, マレーシア分を除く。) | | | | | | |
| 1972 | 1972. 4.12 | タ イ | 未 定 | 輸銀 | 5 | 7 | 20 | テレビジョン放送網拡張計画 | 0 | |
| | | | " | " | " | " | " | 首都圏電話施設拡張計画 | 0 | |
| | | | " | " | " | " | " | 地方電話施設拡張計画 | 0 | |
| | 1972. 7.24 | イ ン ド ネ シ ア | " | " | " | " | " | 長距離電話回線設備拡張計画 | 0 | |
| | | | " | 基金 | 3 | " | 25 | 沿岸無線網整備計画 | 0 | |
| | | | " | " | " | " | " | ジャカルタ電話ケーブル計画 | 0 | |
| | | | " | " | " | " | " | ジャカルタ・ボゴール間同軸 ケーブル計画 | 0 | |
| | 1972. 8.14 | 中米経済統合銀行 (CABEI) | " | " | " | " | " | ラジオ放送網拡張計画 | 0 | |
| | | | " | " | " | " | " | テレビジョン放送網拡張計画 | 0 | |
| | | 616 | 輸銀 | 6.5 | 3 | 12 | 中米5か国テレコム計画 | 一 部 | | |

| 年度 | 供与約束 成立年月日 | 供 与 先 | 金 額 (百万円) | 供与 機関 | 年利 (%) | 据置期 間(年) | 返済期 間(年) | 対 象 | 貸出状況 (48年度 末) | 備 考 |
|------|---------------|--------|--------------|----------------------|-----------|-------------|-----------------------|----------------------|---------------------|-----|
| 1972 | 1972.10.21 | パラグアイ | 1,800 | 基金 | 4 | 5 | 20 | マイクロウェーブ通信施設計 画 | 一 部 | |
| | | | 2,100 | " | " | " | " | 衛星通信地球局建設計 画 | " | |
| | 1973.1.23 | ザンビア | 未定 | 輸銀 | 4.75 | 7 | 13 | ラジオ・テレビジョン網拡張 計画 | 0 | |
| | 1973.1.24 | 韓 国 | 6,200 | 基金 | 4.25 | 5 | 20 | 通信施設拡張計画 | 一 部 | |
| | | 計 | 10,716 | (タイ、インドネシア分を 除く。) | | | | | | |
| 1973 | 1973.5.11 | マダガスカル | 2,200 | 基金 | 4 | 7 | 25 | マイクロウェーブ通信施設設 置計画 | 0 | |
| | | | 未定 | " | 2.75 | 10 | 30 | テレビジョン放送網拡張計 画 | 0 | |
| | 1973.7.27 | インドネシア | " | " | " | " | ジャカルタ・モバイル電話 交換機計画 | 0 | | |
| | | 計 | 2,200 | (インドネシア分を除く。) | | | | | | |

(注) 「返済期間」を含んだ期間である。

このほか、無償協力としては、シンガポール衛星通信地球局建設、タイ・ラオス間マイクロウェーブ回線建設及びタイ・モンクット王工科大学校舎等建設の三つのプロジェクトについての贈与並びにフィリピン電気通信施設拡張改善プロジェクトに対して賠償による援助が48年度末までに行われている。